



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

永岡 重幸

1. はじめに

副会長に就任してから丁度半年が経過しました。今年度は昨年度に続く「コロナ禍での会務」になっています。色々な制約を受けながら行ってきた4月から9月末までの会務を振り返りつつ、残りの6ヶ月間の会務についても言及したいと思います。

2. 国際活動センター

国際活動センターの活動のうち、国際会議への会員派遣及び海外知財団体との交流イベント（セミナーを含む）は、全てオンラインで行っています。主なものを挙げると、WIPOの会議への会員派遣、並びにEPO、AIPLA、IPO、イギリス弁理士会、フランス弁理士会及び中華商標協会との会合をオンラインで実施しています。秋から年末に掛けては、シンガポール弁理士会、USPTO、FICPI、韓国弁理士会、中華全国専利代理師協会等とのオンライン会合を開催する予定です。オンライン開催によるメリットは、第1に、費用や移動時間などの負担を少なくして出席者人数を増やすことができることだと思います。国際活動センターの場合、リアルで会員を海外派遣する場合には予算の都合上2名程度しか派遣できないというケースもありますが、オンライン参加なら派遣費用が不要になりますので、5～10名の派遣をすることができます。また、海外の弁理士会等との交流会も、例えば、2～3年に1度開催していたものを、毎年開催することもできます。日本から欧米へ行く場合、移動に約3日間必要で、時差も10～12時間程度あり、派遣者への負担は非常に大きいというのが実情です。オンライン参加の場合は、これら負担が殆ど無いので、「オンライン参加」はコロナ禍で学んだメリットとして、アフターコロナでも出来る限り継続してよいと思います。尚、リアル開催でのイベントも勿論重要であり、例えば、中国商標協会との交流20周年行事（2022年予定）は、

リアル開催に向けて今年度から準備を開始していますし、アジアセミナーも2024年開催を目標に準備を始めたところです。オンライン開催の第2のメリットは、リアル開催に比べて気軽に会合等を開催できることだと思います。今年度は、日本弁理士会とシンガポール弁理士会の交流会を初めて開催することになりました。シンガポール側から開催希望の打診が入った後、短期間で開催決定及び準備をすることができたのは、オンライン開催だったからだと思います。リアル開催で行うとしたら、準備に数か月要したかもしれません。

3. 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会の主な活動は、模倣品対策や各国税関での水際対策に関する会合への参加及び情報収集等です。財務省関税局知的財産調査室や東京税関知的財産センターとの会合も毎年開催しております。さらに、国際知的財産フォーラム（IIPPF）、日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、世界税関機構（WCO）などの団体との会合にも参加しております。上記会合等により収集した情報を会員にフィードバックするためのセミナーも開催しています。悪質な個人輸入を商標法違反で取り締まることができるようになったことは、貿易円滑化対策委員会の活動が一つ契機になったと思います。

4. 綱紀委員会

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員と外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界の方）により構成され（32名、7部会）、会員に対する処分案件について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実が有るか否かを調査する委員会です。本年度も多数の事案を処理しております。事案の内容がデリケート

であるため、事案によっては年度を跨いで調査を続けるものもあります。

5. 審査委員会

審査委員会も、弁理士から選任した委員と外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界の方）により構成されています。綱紀委員会が処分理由有りとは判断した場合、当該案件について審査委員会に会長からの送致があれば、審査委員会は、処分の方法について決議を行います。

6. 最後に

国民の半分以上がワクチン接種を2回受け、10月には緊急事態宣言も解除になり、いよいよアフターコロナが見えてきたような感じがします。コロナ禍で行動範囲・行動時間が制限されましたが、その分、現状を振り返る時間を取ることができたはずで、日本弁理士会の会務の中にどのようなニューノーマルを形成していくのか、役員会が指針を示しつつ会員の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

以上